

## ( 1 ) 計画策定の方針

### 1 基本的な考え方

新市建設計画は、上越地域法定合併協議会準備会において策定した「新しいまちのランドデザイン」及び「新市における行財政運営指針」を基に策定する。

合併により 13 町村の総合計画が消滅し、上越市の総合計画の改訂までの間は、市全域をカバーする事業計画が存在しない状態となるため、新市建設計画を、各町村の総合計画を包含する事業計画として位置付ける。

現上越市の事業については、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業（合併特例債活用事業等）を新市建設計画に位置付ける。

合併後の上越市の財政状況を考慮し、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

### 2 計画の構成

別紙のとおり

### 3 計画期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年計画とする。

財政状況との整合を図るため、計画策定後概ね 5 年を目途に見直しに向けた検討を行う。

### 4 計画に掲載する施策の考え方

#### ( 1 ) 対象事業

- ・ 合併後 10 年間に上越市において実施を予定する事業とする。
- ・ 県事業（新規、継続を問わない）及び合併後の上越市が事業主体となる事業（市単独事業、国県補助事業など）とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

#### ( 2 ) 事業区分と事業選定方法

##### 県事業

- ・ 原則として新潟県が地域計画を策定した事業分野については、その計画に位置付けられている事業とする。
- ・ 地域計画が示されていない分野、事業については、別途県と協議する。
- ・ 市町村ごとに、事業別の優先順位を付け、県との事前協議等を通じ、県が選定する。

##### 合併後の上越市が事業主体となる事業

- ・ 県との協議（起債や補助の適切性のチェック等）を踏まえ、財政計画との整合を図り、市町村ごとに事業案を選出し、合併協議会が選定する。

## 5 策定手順

構成市町村からの意見を基に事務局において原案を作成し、小委員会における審議及び協議会における協議を経て計画（案）を作成する。（必要に応じて専門部会等の協力を求める。）

計画（案）について、県知事に対し事前協議及び正式協議を行い、正式協議の完了後、協議会において計画を決定する。

計画については、平成 16 年 3 月末を目途に策定を進める。

( 別 紙 ) 計画の構成

序論	
1	合併の必要性
	( 1 ) 社会経済情勢の変化への対応
	( 2 ) 日常生活圏の広域化・一体化への対応
	( 3 ) 地方分権の進展と多様な住民ニーズへの対応
2	計画策定の方針
	( 1 ) 計画の趣旨
	( 2 ) 計画の構成
	( 3 ) 計画の期間
新市の概況	
1	位置及び地勢
2	自然・土地利用
3	人口・世帯
4	産業
新市建設の基本方針	
1	まちづくりの方向性
	( 1 ) 地域の課題への対応
	( 2 ) まちづくりの方向性
2	土地利用の方向性
3	まちづくりの基本理念
	・「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」
4	新しいまちの将来像
	・「海に山に大地に なりわいと文化あふれる 共生都市上越」
新市の施策	
1	市民主体のまちづくりの推進(地域コミュニティなどをいかした協働のまちづくり)
2	環境の保全と活用(豊かな自然と共生する循環型のまちづくり)
3	健康と福祉の充実(地域で支える健康・福祉のまちづくり)
4	産業の振興(なりわいあふれ活力のあるまちづくり)
5	教育・文化の充実(豊かな心を共にはぐくむ文化と教育のまちづくり)
6	都市基盤・生活基盤の整備(地域の個性(特性)をいかし、交流・発展を支援するまちづくり)
新市における県事業の推進	
公共的施設の適正配置と整備	
行財政運営	
1	行政運営
2	財政計画